小田原スポーツ会館使用許可申請抽選申込書

年　　　月　　　日

一般財団法人小田原市事業協会代表理事　様

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名： |  |
| 責任者(団体代表者): | 氏名 |
|  | 住所　　　　　　　　　　　　　電話 |
| 申請者(申請手続き担当者): | 氏名 |
|  | 住所 |
|  | 電話　　　　　　　　　　ﾌｧｯｸｽ |
|  | ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |

**「使用条件」（別紙）の内容を承諾のうえ次のとおり申込いたします。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用希望日時 | | 使用施設（該当するものを〇で囲んでください） | 可否 |
| 月　　　　日　　　　　時から　　　　時まで | | 体育室全面・体育室半面・柔道場・ミーティング室 |  |
| 月　　　　日　　　　　時から　　　　時まで | | 体育室全面・体育室半面・柔道場・ミーティング室 |  |
| 月　　　　日　　　　　時から　　　　時まで | | 体育室全面・体育室半面・柔道場・ミーティング室 |  |
| 月　　　　日　　　　　時から　　　　時まで | | 体育室全面・体育室半面・柔道場・ミーティング室 |  |
| 月　　　　日　　　　　時から　　　　時まで | | 体育室全面・体育室半面・柔道場・ミーティング室 |  |
| 月　　　　日　　　　　時から　　　　時まで | | 体育室全面・体育室半面・柔道場・ミーティング室 |  |
| 月　　　　日　　　　　時から　　　　時まで | | 体育室全面・体育室半面・柔道場・ミーティング室 |  |
| 月　　　　日　　　　　時から　　　　時まで | | 体育室全面・体育室半面・柔道場・ミーティング室 |  |
| 月　　　　日　　　　　時から　　　　時まで | | 体育室全面・体育室半面・柔道場・ミーティング室 |  |
| 月　　　　日　　　　　時から　　　　時まで | | 体育室全面・体育室半面・柔道場・ミーティング室 |  |
| 使用目的 |  | | |
| 使用器具 |  | | |
| （補足）※３ | | | |

**（注意事項）**

※１　１回の申込で受付できるのは最大８件（１ケ月につき）といたします。

※２　抽選の結果により希望件数の取り扱いが８件以下になる場合があります。

　※３　申込内容に補足が必要な場合は（補足）の欄に記入してください。（希望月日を４件記入したが、このうち１件でよい、優先順位等　※補足に記入してある内容は必ず承ることが出来るわけではございませんのであらかじめご承知ください。）

　※４　必ずお手元にコピー等（写）を保管してください。

使用条件

次の諸条件を承認していただいた方に小田原スポーツ会館の施設を使用していただけます。

１　次の事項に該当する場合は、自主的に使用を見合わせること。

　(1) 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛等の症状がある場合）

　(2) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

　(3) 過去１４日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への渡航または当該在住者との濃厚接触がある

２　受付・着替え等の「運動・スポーツ活動」を行っていない間は、可能な限りマスクを着用する等、飛沫飛散防止対策ができること。

３使用前後または、使用途中においてこまめな手洗いやアルコール等による手指消毒を行うこと。

　※　手洗い後の手をふくタオル及びアルコール等については使用者で用意すること。

４　施設使用後に清掃及び消毒作業を必ず行うこと。

消毒に必要な用品等（ゴム手袋、消毒液、ふきん等）は使用者が用意する。消毒に使用した用品等は各自で持ち帰り処分すること。

※消毒方法は、原則、スプレーボトル等による消毒液の散布を実施すること。また、必要に応じて消毒液を湿らせた布巾で拭うなど、可能な限り、入念な消毒をすること。

５　ごみは持ち帰ること。（鼻水、唾液などがついたごみについては、袋などに密閉する。）

６　密集を避けるため集合時間等について工夫を心がけること。

７　回し飲み等、飲食物の共有はしないこと。

８　可能な限り、他の使用者、施設管理者等スタッフ等との距離(できるだけ２ｍ以上)を確保すること。

　　（障害者の誘導や介助を行う場合を除く。）

９　可能な限り、人と人が対面となる配置を避け、相互の距離が十分に確保できる配置となるようレイアウト等を工夫すること

10　大きな声で会話、応援等をしない。

11　窓の開閉を行い１時間に１回以上、５分から１０分以上の、換気を行うこと。

12　利用前後のミーティング等においても、「３密（密接・密室・密閉）」を避けること。

13　次の定員数を遵守すること。

　(1) 体育室（全面）　１００人

　(2) 体育室（半面）　　５０人

　(3) 柔道場　　　　　　４０人

　(4) ミーティング室　　１０人

　(5) トレーニング室　　　４人

　※内容等により必要な距離が保てないと判断されたときは、人数を減らす等して定員数を調整すること。

14　団体で施設を使用する場合、責任者は、すべての参加者の名前と連絡先を把握しており、小田原スポーツ会館からの問い合わせがあった場合にリストを提出することができること。

リストについては、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される場合があることについて該当者に事前

周知すること。個人情報の取り扱いについては責任者の責任において適切に取り扱うこと。

15　利用者は新型コロナウイルス感染者を発症した場合は、速やかに小田原保険事務所（0465-32-8000）及び小田原市健康づくり課(0465-47-4724）に連絡すること。

16　新型コロナウイルス感染防止のため、小田原スポーツ会館が決定した措置を遵守し、小田原スポーツ会館の指示に従うこと。

17　以上の条件が守れていない等の理由で、小田原スポーツ会館が施設の利用を停止する判断をした場合は、その指示に従うこと。